

地球温暖化対策実行計画

2019年4月

夷隅郡市広域市町村圏事務組合

■目次

1. 背景	1
2. 基本的事項	1
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
3. 温室効果ガスの排出状況	3
(1) 二酸化炭素の総排出量	
(2) 要因別の排出量	
4. 温室効果ガスの排出削減目標	4
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取組	4
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	6
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	
<参考資料>	7

1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

当組合においても、地球温暖化の防止に向けた取組を推進していきます。

2. 基本的事項

（1）目的

夷隅郡市広域市町村圏事務組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「実行計画」という。）は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、当組合が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

対象範囲は、組合が行う下記施設の事務・事業とします。

対象施設

ア 消防

(ア) 消防本部

(イ) 各消防署

(ウ) 各消防分署

イ 事務局

(3) 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）とします。

(4) 計画期間

2019年度から2030年度末までを計画期間とします。

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画に即して策定します。

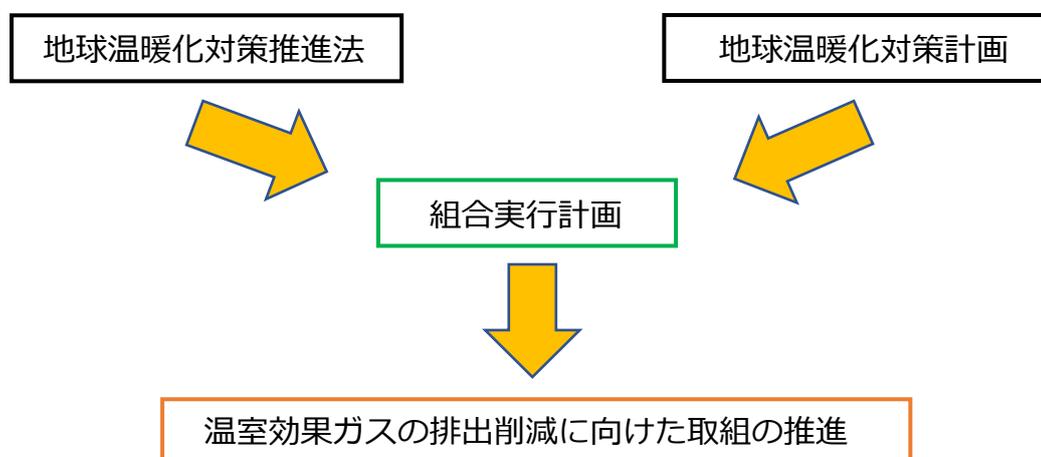


図 1 組合実行計画の位置付け

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 二酸化炭素の総排出量

組合の事務・事業に伴う二酸化炭素総排出量は、基準年度である2013年度において、439 t-CO₂ となっています。（電気・都市ガス・LPGの排出量 282 t-CO₂）

基準年度二酸化炭素総排出量

エネルギーの種類	排出量 (t-CO ₂)
電気	209
ガソリン	103
都市ガス	46
軽油	54
液化石油ガス (LPG)	27
二酸化炭素 (CO ₂) 計	439

図 2 エネルギー種別の「二酸化炭素総排出量」(2013年度)

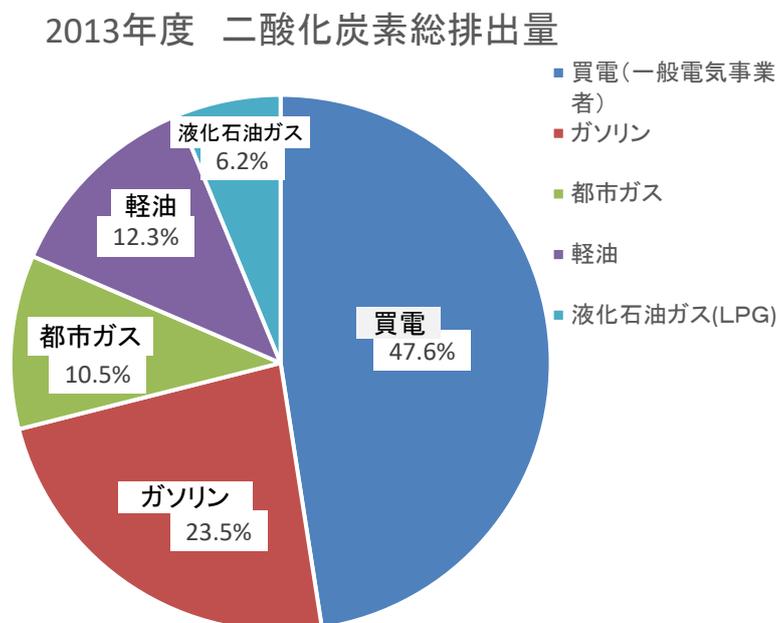


図 3 エネルギー種別の「二酸化炭素総排出量」の割合(2013年度)

※ 端数処理(四捨五入)の関係で「合計」が一致しない場合があります。

(2) 要因別の排出状況

基準年度である2013年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、他人から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の47.6%を占め、次いでガソリン及び軽油の使用が35.8%で全体の83.4%を占めています。

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、事務・事業に伴う二酸化炭素の排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

ガソリン及び軽油を除く二酸化炭素の排出を、地球温暖化対策計画の中期目標に基づき、目標年度（2030年度）に、基準年度（2013年度）比で26%削減することを目標とします。

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

二酸化炭素の排出要因である、電気使用量とガソリン・軽油などの燃料使用量のうち、ガソリン及び軽油については、救急車や消防車等の緊急出動等の活動に伴う消費が大部分を占めており、大きな削減が困難なため、重点的に電気使用量の削減を図り、グリーン購入法に基づく環境物品等の調達推進、公共建築物等における木材の利用促進に関する法律に基づく公共建築物の整備の積極的な導入に努めます。

(2) 具体的な取組内容

① 施設設備等の改善

- ・ 施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努めます。

- ・ 高効率照明への買換えを順次行います。

② 物品購入等

- ・ 電気製品等の物品の新規購入やリースをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努めます。
- ・ 事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品の購入に努めます。

③ その他の取組

ア 電気使用量の削減

- ・ 効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努めます。
- ・ 昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行います。
- ・ 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認します。
- ・ O A 機器等の電源をこまめに切るように努めます。

イ 燃料使用量の削減（緊急出動以外の取組）

- ・ 車両の運転は急発進、急加速をせずエコドライブを行います。
- ・ 効率的な走行経路を選択し、可能な限り走行距離を少なくします。
- ・ 不要なアイドリングは控えます。
- ・ 車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努めます。

ウ ゴミの減量、リサイクル

- ・ 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図ります。
- ・ 廃棄物の分別排出に努めます。

エ 用紙類使用量の削減

- ・ 両面印刷、裏面コピーを行い、用紙の削減に努めます。
- ・ リサイクル用紙の購入に努めます。

オ 水道使用量の削減

- ・ 日常的に節水を心がけます。

カ 環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・ ノーネクタイ（クールビズ）・重ね着（ウォームビズ）を推進します。
- ・ 空調設備の適切な温度設定を行います。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

組合事務事業編を推進するために、事務局長を委員長とする「地球温暖化対策推進委員会」を設けます。また、組合事務局、消防本部、各署及び各分署に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置するとともに、委員会の事務局を組合事務局に置き取組を推進します。

① 地球温暖化対策推進委員会

事務局長を委員長、消防長を副委員長とし、組合事務局、消防本部、各署及び各分署の地球温暖化対策推進責任者で構成します。組合事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、組合事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 地球温暖化対策推進責任者

組合事務局、消防本部、各署及び各分署に1名配置します。基本的に、管理職を責任者とします。

組合事務局、消防本部、各署及び各分署において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

(2) 点検・評価・見直し体制

各職場からの取組に関する報告に基づき、推進委員会において取組状況や数量的目標の達成状況について毎年把握し、総合的に点検、評価します。

(3) 進捗状況の公表

組合事務事業編の進捗状況は、ホームページ等で公表します。

<参考資料>

日本の約束草案

2020年以降の地球温暖化対策に関する目標として、国が決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出した目標です。「温室効果ガス排出量」を2030年度に2013年度比26.0%減（2005年度比25.4%減）の水準（約10億4,200 万t-CO₂）とされています。

グリーン契約

製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約です。

グリーン購入

企業や国・地方公共団体が商品の調達や工事発注などに際し、できるだけ環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択する方法です。